

使用済み食用油の回収及びリサイクル事業に関する協定締結について

1. 本協定の目的

市有施設において市民から提供された使用済み食用油（以下：廃食油）を再生利用に供することにより、廃棄物の減量に加え、持続可能な循環型社会と脱炭素社会を構築するとともに市民の環境意識の醸成を図ることを目的とする。

2. 協定先

北海道油脂事業協同組合

3. 協定内容

- (1) 市が回収し保管している廃食油（市民から提供された廃食油であって、調理において使用した植物性油、及び未使用の植物性油）を北海道油脂事業協同組合が定期的に回収する。
- (2) 北海道油脂事業協同組合は、回収した廃食油を再生燃料化し、回収価格に見合うバイオディーゼル燃料を市に提供する。
- (3) 廃食油回収価格及びバイオディーゼル燃料販売価格については、両者協議のうえ、決定する。
- (4) 市は、北海道油脂事業協同組合より廃食油(有価物)としての対価に見合うバイオディーゼル燃料を受け、公用車等の燃料として使用する。

4. 役割分担

- (1) 市の役割
 - ア 廃食油の回収促進に係る周知及び啓発
 - イ 市有施設への回収場所及び市有施設管理者との調整・提供
- (2) 北海道油脂事業協同組合の役割
 - ア 市が指定する市有施設で保管されている廃食油を回収する。
 - イ 回収した廃食油を再生燃料化し、回収価格に見合うバイオディーゼル燃料を市に提供する。
 - ウ 廃食油の回収状況を少なくとも年1回、市に報告する。

5. 回収場所

廃食油回収ボックスによる回収
市役所2階廃棄物管理課②番窓口横に設置

